

『2020年度版 DCプランナー1級 試験問題集』正誤表

該当箇所	誤	正
62 ページ 《問》4)	4) 確定拠出年金の企業型年金を導入している事業所に使用される者で、 <u>規約(企業型年金の加入者掛金を拠出できる規定あり)</u> で定められた一定の勤続年数に到達していないことにより企業型年金の加入者資格を有していない者	4) 確定拠出年金の企業型年金を導入している事業所に使用される者で、 <u>規約において企業型年金の加入者掛金を拠出できる規定があるが、加入者掛金を拠出していない企業型年金加入者</u>
62 ページ 解説と解答4)	4) <u>有する。</u>	4) <u>有していない。企業型年金の加入者掛金を導入している場合は、個人型年金加入者となることはできない。法3条2項7号の3、確定拠出年金 Q&A No. 71-39</u>
81 ページ 解説と解答2)	…限度額管理は施行規則1条に定める <u>国民年金基金</u> が行う業務であり、…	…限度額管理は施行規則1条に定める <u>国民年金基金連合会</u> が行う業務であり、…
※2020年12月21日追加 180 ページ 解説と解答2)	所得税(復興特別所得税を含む)として $\{ \text{年金支給額} - \text{社会保険料} - (\text{年金支給額} - \text{社会保険料}) \times 25\% \} \times 10.21\% = (\text{年金支給額} - \text{社会保険料}) \times 7.6575\%$ が徴収される。	所得税(復興特別所得税を含む)として $(\text{年金支給額} - \text{社会保険料} - \text{控除額}) \times 5.105\%$ が徴収される。

以上